

## ほ場水管理システム「WATARAS」サービス利用約款

### 第1条（目的）

ほ場水管理システム「WATARAS」サービス利用約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社クボタケミックス（以下「弊社」といいます。）及び弊社指定の販売店（以下「販売店」といいます。）が第2条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、弊社及び販売店と本サービスを利用するユーザー（以下「ユーザー」といいます。）との間における利用条件、権利、及び義務等を定めることを目的とします。

### 第2条（本サービスの内容）

水田の給水・排水をスマートフォン及びパソコン等を用いて、モニタリング、遠隔操作、並びに、自動制御を行うためのシステム及びアフターサービスの提供。

### 第3条（本サービス利用ための手続き）

ユーザーは、本サービスの利用を希望する場合には、本約款に同意の上、販売店へ「WATARAS サービス利用申込書」を提出するものとします。販売店は、本サービスの利用の申込みを受けた場合には、速やかに弊社の担当窓口へ同利用申込書を送付するものとします。

2. 弊社は、前項の申込みを受けた場合において、ユーザーからの当該申込みを承諾するときは、当該販売店及びユーザーに対して当該申込みを承諾する旨を通知（以下「承諾通知書」といいます。）するものとします。当該通知の発送時点で弊社、販売店及びユーザーとの間で本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）が成立したものとします。
3. 前項により本契約成立した後、ユーザーは、本サービスの利用に必要な機器（以下「本機器」といいます。）を販売店から購入するものとします。
4. 販売店は、ユーザーが指定した設置場所に本機器を設置するものとします。設置にあたり、ユーザーは「WATARAS 初期設定（ID・パスワード）入力表」に基づき、ID、パスワード等の必要事項を記載の上、販売店に提出するものとします。
5. ユーザーは、自己の費用と責任において本サービスの提供を受けるために必要なパソコン、スマートフォン、電気通信設備その他の機器、及びソフトウェア（以下、「ユーザー機器」といいます。）を設置し、本サービス利用のための環境を維持するものとします。
6. ユーザーは、本サービスの利用にあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用してユーザー機器をインターネットに接続するものとします。

### 第4条（契約期間）

本サービスの契約期間は、原則、4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。ただし、契約初年度の契約期間は、前条2項の本契約成立日（以下「契約日」といいます。）から「承諾通知書」に記載した日までとします。

2. 本サービスの自動継続は行わないものとし、本サービスの継続を希望する場合は「WATARAS サービス利用申込書」を提出するものとします。

## 第5条（提供エリア）

本サービスの提供エリアは、日本国内でインターネットサービス、全地球測位システム（GPS）及び携帯電話用の通信回線が実際に利用可能なエリアとします。

## 第6条（対応言語）

本サービスの提供について、対応言語は日本語のみとします。

## 第7条（知的財産権の帰属）

本サービスに含まれるソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」といいます。）には、弊社及びクボタシステムズ株式会社（大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号）が開発したコンピュータ及びプログラムその他の知的財産が含まれており、その使用は利用約款の適用を受けるものとします。①本ソフトウェアに関する知的財産権、②本ソフトウェアに係る商品名及び商標に関する権利、③本ソフトウェアに係る著作権、特許権、営業秘密、及びその他の財産権は弊社及びクボタシステムズ株式会社に帰属します。

## 第8条（本サービスの使用許諾）

弊社は、ユーザーが利用約款を遵守することを条件として、契約期間にわたり、本ソフトウェアにつき、日本国内における非独占的で譲渡することのできない使用権をユーザーに許諾します。すべての本ソフトウェアは現状有姿のまま、瑕疵の有無を問わない条件で使用許諾するものとします。

2. 本サービスの利用可能時間は24時間365日とします。ただし、第19条（一時的な中断及び提供停止）に規定する中断又は停止の時間を除きます。

## 第9条（利用料金）

ユーザーは本サービスの利用料金を販売店へ支払うものとします。各販売店はユーザーから徴収した利用料金を弊社が指定する方法によって支払いを行うものとします。

2. ユーザーが利用料金の支払いを行わない場合、弊社は、第19条（一時的な中断及び提供停止）3項の規定に従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。
3. 契約期間において、第19条に定める本サービスの一時的な中断又は提供停止により本サービスを利用できない期間が生じた場合であっても、ユーザーは、契約期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払いを要します。
4. 本契約が途中解約された場合でも、利用料金の返還は行わないものとします。

## 第10条（本機器の保証）

本約款とは別に提供される取扱説明書及び仕様書に規定される使用方法に従った使用にもかかわらず、本機器に不具合が発生したと弊社が認めた場合、納入日（当初の契約日後に追加購入された本機器については、追加された本機器の納入日）から12ヶ月間（以下「保証期間」といいます）に限り、ユ

ユーザーは無償で本機器の交換又は修理を受けることができます。

2. 以下の場合には保証対象外となり、本機器の無償交換又は修理を受けることができません。

- ① 取扱説明書の記載内容が遵守されなかったことによる故障又は損傷
- ② 弊社の指示なく修理・分解したもの、又は改造したもの
- ③ 設置場所における外的な衝撃等による本機器の故障又は損傷
- ④ 積雪、油分等の付着による故障又は損傷
- ⑤ ねずみ、鳥、犬、猫、クモ等の動物の行為による故障又は損傷
- ⑥ 火災、地震、風水害、落雷、その他天変地異や公害、事故等による故障又は損傷
- ⑦ 本機器以外のユーザー機器等の故障等に誘発された故障又は損傷
- ⑧ ノイズ等の通信障害による故障又は損傷
- ⑨ 通常の使用によって生じる外観、美観、摩耗、日焼け、色あせ等の外観上の変化
- ⑩ 所定の通信距離を越えた本機器設置に起因する通信障害
- ⑪ その他ユーザーの責による故障又は損傷

#### 第 11 条（損害賠償及び免責事項）

弊社及び販売店は、本サービス及び本機器に関して以下の事由によりユーザーに発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- ① 計画メンテナンスの実施による機器の停止
- ② 天災地変、戦争、騒乱、暴動等の不可抗力
- ③ 第三者が提供するシステム、サービス（気象情報サービスを含む）、又はソフトウェアであって弊社及び販売店の影響力の及ばないものの故障や誤作動
- ④ ユーザー機器の故障、インターネット接続環境の障害、又はその他の電気通信サービスの不具合
- ⑤ 弊社のセキュリティ対策によっても防御し得ないウィルス、第三者による不正アクセス、及び攻撃による故障や誤作動
- ⑥ その他弊社及び販売店の責に帰さない事由

2. 弊社及び販売店は、本サービス及び本機器に関して、弊社及び販売店の故意または過失により、ユーザーに損害が発生した場合には、弊社及び販売店の責任の範囲は現実に生じた通常かつ直接の損害に限るものとし、予見可能性の有無を問わず、特別の事情から生じた損害及び間接損害（第三者に生じた損害や逸失利益を含む）については一切責任を負わないものとします。

3. 本条 2 項の損害賠償の限度額は、損害発生の原因となった本サービス及び本機器に対する 1 年間の利用料金及び支払済みの代金相当額とします。

4. 弊社及び販売店は、以下の事項については一切保証しないものとします。

- ① ユーザーが本サービスを通じて得る情報・データの完全性、正確性、確実性、有用性等
- ② 本サービスによるユーザーの収量及び品質の向上や経営改善

#### 第 12 条（禁止事項）

ユーザーは、本サービスの利用において以下の行為を行わないものとします。以下の各号に該当すると弊社が判断した場合、弊社は、事前にユーザーに通知又は催告することなく、当該ユーザーについ

て本サービスの利用の一時停止、又は本契約の解約の措置をとることができるものとします。

- ① 本ソフトウェアについて複製、逆コンパイル、逆アセンブル、又はリバースエンジニアリング
- ② 弊社の指示のない修理、分解、又は改造
- ③ 弊社及びクボタシステムズ株式会社の知的財産権、財産権、若しくはその他一切の権利を侵害する行為、又は、侵害するおそれのある行為
- ④ 上記各号のほか、法令若しくは公序良俗に違反（暴力、残虐行為等）する行為
- ⑤ 取扱説明書において危険等を指摘し、避けるべきと明示された行為
- ⑥ その他、弊社が不適切と判断する行為

### 第13条（ID及びパスワードの管理）

ユーザーは、自己の責任において、自己に割り当てられたID及びパスワードを使用し、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの定期的な変更を含みます。）するものとします。弊社は、当該ID及びパスワードの一致を確認した場合、当該ID及びパスワードを保有するものとして登録されたユーザーが本サービスを利用したものとみなし、ユーザー当該利用についての利用料金の支払いその他の債務一切を負担するものとします。

2. 弊社は、ユーザーの承諾を得た上で、販売店及び官公庁他に対して、システムの管理に必要な範囲でID及びパスワードを設定することができる。
3. ID又はパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はユーザーが負うものとし、弊社は一切の責任を負いません。ユーザーは、ID又はパスワードが盗用され、又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を弊社に通知するとともに、弊社の指示に従うものとします。

### 第14条（個人情報の取扱い）

弊社は、本サービスに関してユーザーから提供された個人情報を弊社が定める個人情報保護方針に従い、適切に取扱います。

2. 弊社は、次の場合を除いては、ユーザーから提供された個人情報を、第三者に開示又は漏洩しません。
  - ① 個人情報を適切に管理するよう契約等により義務付けた委託先に対し、利用約款の履行のために必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合
  - ② 本サービスの遂行のため、個人情報を販売店若しくはその協力会社、又は、以下に定める弊社の親会社若しくは関連会社に移管する場合  
(弊社の親会社・関連会社)
    - ・株式会社クボタ
    - ・株式会社クボタプラテック
    - ・クボタシステムズ株式会社
    - ・株式会社クボタクレジット
  - ③ 政府機関、裁判所等より法令に基づいて開示を要求された場合
  - ④ その他、個人情報保護法により開示又は提供が認められる場合
3. 弊社は、以下に明示される利用目的に利用する場合を除き、個人情報を本サービス遂行の目的の範囲を超えて利用しないものとします。

- ① 弊社及び前項 2 号に定めた弊社の親会社・関連会社に関する広告・宣伝、その他の情報提供の目的で、電子メール、ダイレクトメール、又は電話でユーザーに連絡する場合
  - ② 本サービスの質を向上するために個人情報を集計及び分析する場合
  - ③ その他任意にユーザーの同意を得たうえで個人情報を利用する場合
4. ユーザーは、弊社が取得した自己の個人情報等について個人情報の保護に関する法律の定めるところにより弊社に対して開示するよう請求できるものとします。万が一個人情報等の内容が事実でないことが判明した場合には、弊社は速やかに訂正又は削除に応じます。

#### 第 15 条（情報の利用）

本サービスにより、弊社が取得した水位、水温等のデータについては、サービス内容の向上等を目的として、利用させていただく場合があります。

#### 第 16 条（業務の委託）

弊社は、本サービスの提供に関する業務の全部又は一部を第三者に委託することができます。この場合、弊社は当該委託先に対し、第 14 条（個人情報の取扱い）を含めて利用約款に規定された弊社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

#### 第 17 条（通知）

弊社からユーザーへの通知は、通知内容を電子メール、書面又は弊社のホームページに掲載するなど、弊社が適当と判断する方法により行います。

- 2. 前項の規定に基づき、弊社からユーザーへの通知を電子メールの送信又は弊社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、ユーザーに対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
- 3. ユーザーは、その名称、住所、電話番号、メールアドレスその他「WATARAS サービス利用申込書」の記載事項に変更があるときは、弊社の定める方法により、変更予定日の 14 日前までに弊社に通知するものとします。ユーザーが変更の通知を怠ったことにより自ら不利益を被った場合、弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第 18 条（利用約款の変更）

弊社は、1 ヶ月の予告期間において、ユーザーに対し、電子メールの送信又は「WEB サイト（クボタ電農スクエア）」へ掲載する方法で事前の通知をすることにより、利用約款を随時変更することができるものとします。この場合、当該通知に表示された改定時期をもって、ユーザーの承諾を得ることなく、変更後の新たな利用約款を適用するものとします。

#### 第 19 条（一時的な中断及び提供停止）

弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ユーザーへの事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- ① 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
- ② 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合

- ③ 天災地変等の不可抗力により本サービスを提供できない場合
- 2. 弊社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、ユーザーに事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
- 3. 弊社は、ユーザーが第 22 条（弊社による解約）各号のいずれかに該当する場合その他利用約款に違反した場合には、ユーザーへの事前の通知又は催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- 4. 弊社は、本条 1 項各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関してユーザー又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

#### 第 20 条（本サービスの廃止）

弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- ① 廃止日の 12 ヶ月前までにユーザーに通知した場合
- ② 天災地変等の不可抗力により本サービスを提供できない場合

#### 第 21 条（ユーザーによる解約）

ユーザーは、解約希望日の属する月の前月末日までに書面又は弊社の定める電子的方法により弊社に通知することにより、解約希望日をもって本契約を解約することができるものとします。

#### 第 22 条（弊社による解約）

弊社は、ユーザーが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、ユーザーへの事前の通知又は催告を要することなく本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- ① 利用申込書等に虚偽記載があった場合
- ② 支払停止又は支払不能となった場合
- ③ 手形又は小切手が不渡りとなった場合
- ④ 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 破産、会社整理開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- ⑥ 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- ⑦ 利用約款に違反し弊社が係る違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
- ⑧ 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- ⑨ 利用約款を履行することが困難となる事由が生じた場合

#### 第 23 条（反社会的勢力の排除）

弊社は、ユーザー又はその役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、ユーザーへの事前の通知又は催告を要することなく本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関連団体又はその関係者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であるとき。

- ② 反社会的勢力を利用したとき。
- ③ 反社会的勢力に資金等を提供し、又は便宜を図るなど反社会的勢力の維持運営を助長したとき。
- ④ 反社会的勢力と密接な交際があるとき。
- ⑤ 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為等の行為をしたとき。
- ⑥ 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損するおそれのある行為をしたとき。

#### 第 24 条（解約後の措置）

弊社は、第 20 条（本サービスの廃止）、第 21 条（ユーザーによる解約）、第 22 条（弊社による解約）又は第 23 条（反社会的勢力の排除）に基づき本契約の全部又は一部が解約となった場合、第 9 条 4 項の規定通り、ユーザーに対して利用料金の返還は行わないものとします。

- 2. 弊社は、第 20 条（本サービスの廃止）、第 22 条（弊社による解約）又は第 23 条（反社会的勢力の排除）に基づく本サービスの全部又は一部の解約のよりユーザーに損害が生じた場合であっても、ユーザーに対して損害賠償等の責任を負わないものとします。
- 3. ユーザーは、本サービスを解約後に本サービスに再加入した場合、過去のユーザーのデータを使用できないことに同意するものとします。

#### 第 25 条（権利義務譲渡の禁止）

ユーザーは、事前に弊社の書面による承諾を得ることなく、本約款に関する権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

#### 第 26 条（残存条項）

本約款の解約又は終了した場合でも、本約款第 7 条（知的財産権の帰属）、第 12 条（禁止事項）、第 14 条（個人情報扱い）、第 24 条（解約後の措置）、第 29 条（準拠法）及び第 30 条（合意管轄）の各規定は、有効に存続するものとします。

#### 第 27 条（分離）

本約款のいずれかの部分が無効である場合でも、本約款全体の有効性には影響がないものとします。

#### 第 28 条（協議）

本約款に規定されていない事項又は解釈に疑義を生じたときは、両者間で別途協議のうえ、信義誠実の原則に基づき誠意をもって解決するものとします。

#### 第 29 条（準拠法）

本約款の成立、効力、履行及び解釈等に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第 30 条（合意管轄）

本約款に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。